

2.5 知的財産・標準化

■知的財産に関する枠組み

1980年代のアメリカのプロパテント政策の動きを受けて、世界的に知的財産権に関する国際的枠組みの整備が重要課題として認識され、1995年には世界貿易機関（WTO）の設立と同時に「TRIPS協定¹⁵⁸」が結ばれた。我が国では、1996年に策定された「第1期科学技術基本計画」において知的財産権の保護強化とその国際的調和の推進等の必要性が指摘され、1998年に「大学等技術移転促進法（TLO法）¹⁵⁹」、1999年に「産業活力再生特別措置法（日本版バイ・ドール条項）¹⁶⁰」が制定された¹⁶¹。具体的な取組は、流通アドバイザーによる特許を活用した技術移転支援事業やTLOの新設、パソコンによる特許の電子出願の導入などである。しかし、知的財産政策の強化に向けた動きが本格化するのは21世紀に入ってからである。

■知的財産に関する体制整備

2002年、知的財産政策の強化に向け、内閣総理大臣や関係閣僚、有識者からなる「知的財産戦略会議」が内閣官房に設置され、知的財産政策の基本となる「知的財産戦略大綱」が策定された。同大綱に知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施することが明記されたことを受けて、同年に「知的財産基本法」が制定され、翌2003年に内閣に「知的財産戦略本部」が設置された。同本部は、知的財産の創造・保護・活用及びそれらに関連する人材育成を促進するための「知的財産推進計画」を2003年から毎年公表している¹⁶²。

また、「特許法」の改正により、2001年10月から特許の審査請求期間がこれまでの7年以内から3年以内に短縮された。審査請求期間の短縮により、発明の事業的な価値判断を行う前に審査請求が必要になる場合が多くなり、審査請求件数が大幅に増加することが予想されたため、特許庁では「任期付審査官」（2004年～）の大量採用による特許審査期間の短縮や「インターネットによる出願」（2005年～）による手続きの簡便化等に取り組んだ。

経済のグローバル化や、イノベーションのオープン化が進展する中であって、日本企業が世界中でビジネスを円滑に行うことができるよう、国際的な知財インフラを順次整備していく重要性が高まってきた。このため、特許庁は、最初に特許可能と判断された出願に基づいて、他国において早期に審査が受けられる制度である

158 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights. 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

159 正式には「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」。大学の技術や研究成果を民間企業へ移転するための仲介役となる承認TLO（経産省及び文科省承認）の活動を支援するもの。

160 産業・企業の前向きな取組を支援するため措置された制度であり、国の認定により、税制、金融、会社法の特例等のメリットを受けられる。この中に、国の委託研究によって生じた特許権等を受託者に帰属させる規定が盛り込まれた。2009年に改正され、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に名称変更。その後、2014年「産業競争力強化法」施行に伴い、廃止。日本版バイ・ドール規定は「産業競争力強化法」第19条に移管され、恒久化された。

161 1990年台以前には、一般的に共同研究の成果である特許は国有となり、実施権を申請すれば誰にでも使用許諾していたため、特許を実施するインセンティブはほとんど働かなかった。このため特許権を研究者（教員）個人に帰属させて一任していた。しかし特許の出願・維持費用が個人負担になる点、活用先の発掘が現実には困難な点等の問題があった。「TLO法」、「日本版バイ・ドール法」によって、研究機関に権利が帰属して、知財活動ができるようになり、さらに2000年以降の大学、公的研究機関の独立法人化を契機として、機関自らが知財管理によって独自収入を増やそうとする動きが活発になった。今や研究者個人よりも、研究機関が権利を保有するほうが知財活用上の利点が多いとされる。

162 2003年の知的財産推進計画では、研究者への多様なインセンティブ付与、TLOや日本版バイ・ドール制度の活用等が盛り込まれた。さらに知的財産高等裁判所の創設も計画され、2005年に実現した。

「特許審査ハイウェイ（PPH）¹⁶³」を44か国・地域との間で実施している（2020年12月時点）。

2002年に総合科学技術会議に設置された「知的財産戦略専門調査会」は特に科学技術政策の観点から知的財産戦略を公表し、主に大学等の知的財産環境の整備等について提言してきた。このような戦略に基づき、大学における知的財産本部の整備を推進する「大学知的財産本部整備事業」（2003年～07年）や、大学等の知的財産の権利化を支援する「技術移転支援センター事業」等が開始された。これらの取組もあり、2004年以降、大学における特許出願件数は急増¹⁶⁴した。しかし一方では、大学等の特許利用率の低さ¹⁶⁵や大学外部機関であるTLOと大学知的財産本部との連携の必要性などが指摘されている。

知的財産権の取得だけでなく、国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付けるため、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン¹⁶⁶」（2020年改訂）等により、国の委託による研究開発プロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントをおこなって、大学における知的財産の活用を促進する、あるいは大学、国立研究開発法人等が連携する研究計画の作成支援を行ったりするため、知的財産マネジメントの専門家を、大学や研究開発コンソーシアム等へ派遣している。

またJSTを通じ、優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めている¹⁶⁷。

一方で、国内機関と外国機関とのやり取りが増えるにつれ、技術情報流出の防止強化のため、大学・公的研究機関等に外国為替及び外国貿易法の遵守徹底など、安全保障貿易管理の取組を促進した¹⁶⁸。内閣府では大学・国研が海外の企業から研究投資を受け入れる際の留意点をまとめたガイドラインについて、2019年6月に中間取りまとめを策定した¹⁶⁹。統合イノベーション戦略推進会議は、「安全・安心の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性」（2020年1月）を策定し、安全・安心技術分野に係る「守る」取組みの課題と方向性を示している。

■国際標準化を含めた知的財産戦略の推進

国際標準化に係る政策については、1995年に発効したWTOの「TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）」¹⁷⁰の導入が大きな影響を及ぼしている。この協定により、国際市場に製品を出す場合、国際規格（ISO規格、IEC規格等）を基礎とすることが義務付けられた。これを背景として、「第3期科学技術基本計画」では、大学等の知的財産体制の整備とともに、質の高い基本特許取得・特許の活用と標準化への対応が明記された。また、知的財産戦略本部も「国際標準総合戦略」（2006年）を策定し、国際標準化への対応の強化を行った。

さらに、従来は知的財産政策と標準化政策とが別個のものとして捉えられてきたが、近年では科学技術イノ

163 Patent Prosecution Highway. 日米間で2006年7月から試行を開始し、2008年から本格実施に入った。

164 科学技術政策研究所「国立大学の特許出願の特徴に関する調査研究」（2010年9月）

165 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2014」（2014年7月）

166 2020年1月に運用ガイドラインを改訂し、国の委託研究開発プロジェクトへの国外企業等の参加等に際して留意すべき点を追加。

167 JST「知財活用支援事業」では、大学等の研究成果の権利化支援、人的サポート、パッケージ化、企業へのライセンス、産学マッチング機会の提供及び技術移転人材の育成等を実施している。

168 2.9 国際活動を参照。

169 「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（2019年6月）。2.3 産学官連携、2.9 国際活動の章も参照。

170 WTO/TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）第2条4項および付属書3（抜粋）加盟国は、強制/任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制/任意規格の基礎として用いる。（略）

ベーション推進の観点からも知的財産戦略と国際標準化を一体的に進めることの重要性が認識¹⁷¹されている。このため政府は、研究開発の段階から知的財産や標準化を視野に入れた活動の強化を図っている。

2013年に知的財産戦略本部は「**知的財産政策ビジョン**」を発表し、新興国の台頭やビジネスのグローバル化等を背景として、4つの柱(グローバル知財システムの構築、中小・ベンチャー企業の支援、デジタル・ネットワーク社会への対応、ソフトパワーの強化)を掲げた。さらに、2018年の「**知的財産戦略ビジョン**」においては、2025～2030年頃を見据え、社会と知的財産システムについて、中長期の展望及び施策の方向性を示しており、我が国が中長期的に目指すべき社会像として「**価値デザイン社会**¹⁷²」が打ち出された。このビジョンに基づき、「**知的財産推進計画2020**」では、COVID-19後のニューノーマルの下で「脱平均」、「融合」、「共感」¹⁷³及び「デジタル革新」を進めるために必要な政策について策定している。

「**標準化官民戦略**」(2014年5月)、「**日本再興戦略2016**」(2016年6月)では、戦略的な標準化を推進・加速することが掲げられている。**産業技術総合研究所**は民間企業と連携して国際標準化活動を推進しているほか、国際標準化活動におけるアジア諸国との連携や、アジア諸国の積極的な参加を促進することを目的とした技術協力を行っている。また、2020年7月に「**標準化推進センター**」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化している。

我が国の国際標準化活動は欧米諸国と比較しても遜色ない水準にあるものの、より迅速に標準化提案できる仕組み作りや、国際的活動ができる知財・標準化人材の育成が課題と認識されている¹⁷⁴。2018年に改正されたJIS法においては、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定が設けられ、「**標準化活用支援パートナーシップ制度**」(2015年～)¹⁷⁵等が進められている。

■「知的財産」の取り扱う範囲の拡大

企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分ける「**オープン・アンド・クローズ戦略**」の重要性¹⁷⁶が増してきている。また、最近では、旧来の知的財産では捉えきれない事柄も増えてきている。例えば、ビッグデータ、IoT、AI等が産業や社会の中で大きな影響力を持つようになり、データ(情報)や営業秘密等の取扱いも重要となってきたため、「**不正競争防止法改正**」(営業秘密の保護強化、2015年)¹⁷⁷、「**個人情報保護法改正**」(匿名加工情報の新設、2015年)¹⁷⁸、「**官民データ活用推進基本法**¹⁷⁹」(2016年)、「**次世代医療基盤法**」(匿名加工医療情報の新設、2017年)等

171 国際標準化戦略を含めた知的財産戦略を、研究開発戦略等と一体的に推進していく必要がある(第4期科学技術基本計画本文)とされている。

172 経済的価値にとどまらない多様な価値が包摂され、そこで多様な個性が多面的能力をフルに発揮しながら、「日本の特徴」をもうまく活用し、様々な新しい価値を作って発信し、それが世界で共感され、リスペクトされるような社会。

173 「知的財産推進計画2019」で、「脱平均」(尖った才能の開花)、「融合」(オープンイノベーションの加速)、「共感」(世界からの共感をよぶ)を施策の3本柱とした。

174 経済産業省「大学等における標準化の学習機会拡大について」、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 知財教育タスクフォース(第2回)(2016年3月7日)

175 パートナー機関としては大学法人を含む164機関が登録されている(2020年3月時点)。https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html(2020年12月14日閲覧)

176 たとえば、知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」(2013年6月7日)、p.29

177 2015年改正では、最近のネットワーク経由での不正増加を背景として、転得者や国外犯への範囲拡大、未遂行為や侵害品の譲渡・輸出入等の規制を加えた。その後、さらに2018年改正では、ID・パスワード等により限定して提供するデータの不正取得や技術的制限手段を回避するサービスの提供等を不正競争行為に位置付けた。

178 蓄積された個人情報を「匿名加工情報」に加工することによって、「ビッグデータ」として企業等が利用しやすくなった。一方、情報収集側には「利用目的の明示」、「第三者提供の際の本人同意」など、義務が細かく定められた。

179 官民データの適正かつ効果的な活用を推進するために、基本計画を策定すること、推進戦略会議を設置すること等を定めた。

の法律が施行された。さらに、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じることを目的とした、「**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**」が2020年5月に成立した。

またこれまでは「**種苗法**¹⁸⁰」で保護されてきた農作物等についても、名称を含めたブランドを守る目的で「**特定農林水産物等の名称の保護に関する法律**」（地理的表示法：GI法、2016年）¹⁸¹が成立している。

個人情報に関しては、EUの「**一般データ保護規則（GDPR）**¹⁸²」（2018年）に対する、日本の国立大学や研究機関の対応も必要となっている。2019年1月に日本の個人情報保護の状況がEUレベルであることを認定する「**十分性認定**」がおこなわれ¹⁸³、データの日本への域外移転の手続きはかなり緩和されることとなった。しかし、この十分性認定は、わが国の個人情報保護法が適用される民間組織についてのものであり、国公立大学等の研究者や職員が欧州で収集した個人情報を日本に移転する場合には、引き続き厳しい手続きが求められる¹⁸⁴。

180 農産種苗法（1947年）、種苗法（1978年）を経て、現行の種苗法（1998年）となった。植物の新品種に対する保護を定めている。登録者はその新品種を育成する権利（育成者権）を占有することができる。

181 特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称（地理的表示（Geographical Indication:GI））を知的財産として保護する。運用は2017年6月開始。一般に農林水産物のブランド化のためには、品種登録（種苗法）や商標登録（商標法）の他、地理的表示、パッケージ等のデザイン（意匠法）、農業生産方法（特許法）など、様々な知的財産権を活用することができる。逆にいえば一つの農林水産物に対して多角的、包括的に権利化しておく必要があることを意味する。

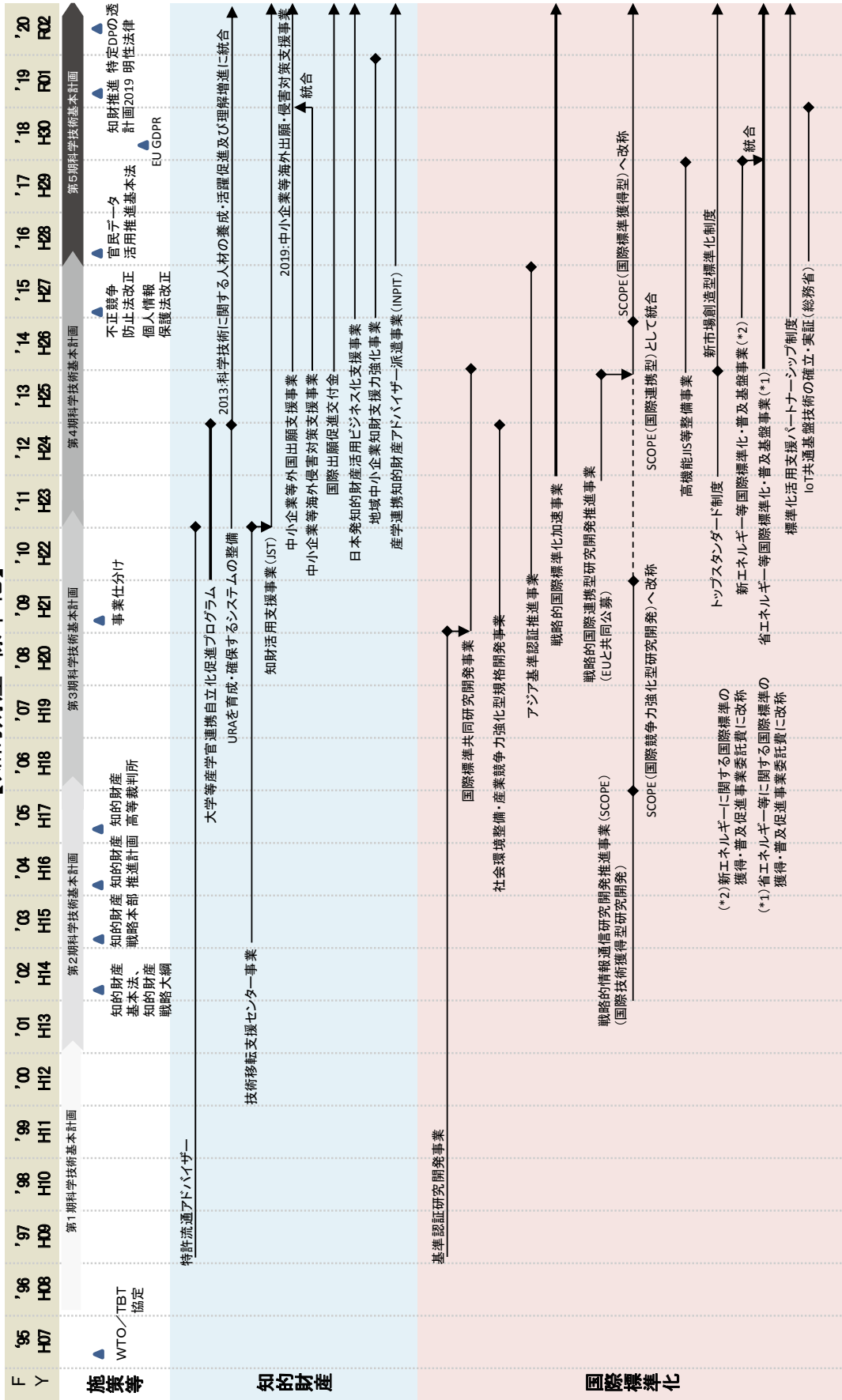
182 GDPR：General Data Protection Regulation。欧州議会、欧州理事会および欧州委員会が策定した新しい個人情報保護の枠組み。1995年のEUデータ保護指令に代わる、より厳格なものとなっている。

183 2019年1月23日、日本（個人情報保護委員会）とEU（欧州委員会）が、相互に「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めた（十分性認定）。なお認定後も定期的にデータ保護水準の査定がおこなわれる。<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>（2020年12月14日閲覧）

184 総務省・研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会（第1回）（2019年11月25日）資料3「研究活動における個人情報の取扱いについて」

2 科学技術イノベーション政策の推進

【知的財産・標準化】



◆: 終了 以下
 →: 継続中
 ◇: 募集終了
 —: 単年度予算が50億円以上
 ——: 単年度予算が50～10億円
 ———: 単年度予算が10億円